

租税特別措置法施行規則及び法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

第1 租税特別措置法施行規則の一部改正

- 1 地域経済^{けん}牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度等について、対象となる事業年度から除かれる特定生産性向上設備等の確認を受けた事業者の特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間を含む各事業年度のその特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間の細目を定める。（第五条の九、第五条の十一、第五条の十二の二、第二十条の六の二、第二十条の九、第二十条の十の二関係）
- 2 生産工程効率化等設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度における産業競争力基盤強化商品生産用資産に係る措置について、本措置における税額控除限度額の計算の基礎となる半導体生産用資産等又は特定商品生産用資産等に対して投資した金額から、特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受けた特定機械装置等の取得価額に相当する金額を除外する。（第二十条の十の二関係）
- 3 特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、本制度の対象となるソフトウェアに含まれる書類の細目、税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置の対象となる各事業年度について認定国際経済事情激変事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応を確実に実施していることその他の事項につき証明がされた場合等を定める。（第五条の十二の三、第二十条の十の三関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行う。

第2 法人税法施行規則の一部改正

租税特別措置法施行規則の一部改正に伴い、法人税申告書について所要の改正を行う。（別表関係）

第3 施行期日

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。（附則関係）